

を棄てて逃げ、他國に踏躡するひと、此の甚しきに過ぎたるは無し。広虫女、宝亀七年六月の一日に、疾病の床に臥して、数の日を歿。故に七月の二十日に至りて、其の夫並に八の男子を呼集めて、夢に見る状を語りて言はく、「閻羅王の闕に召されて、三種の夢を示さる。」一は、三宝の物を多く用て報ざる罪。二は、酒を沾りて多の水を加へて多の直を取る罪。三は、斗升斤を両種用て、他に与ふる時に七目を用、乞ひ徵る時に十二目を用て取る。此の罪に依りて汝を召す。現報を得べし。今汝に示すなり」とひて、夢の状を伝語りて、即日死亡ぬ。七日を逕て、焼かずして置く。禪師と優婆塞と三十二人を請集め、九日の頃に、願を發して福を修ぶ。其の七日の夕に、更甦還りて、棺の蓋自づから開く。是に棺に望みて見れば、はなはだ臭きこと比無し。腰より上の方は、既に牛と成る。額に角生え、長四寸ばかりなり。二の手牛の足と作り、爪皴けて牛の足の中に似たり。腰より下の方は、人の形と成る。飯を嫌ひて草を噉む。食ひ已りて齶齶む。裸衣にして著ず、糞土に臥す。東西の人忿々しく走り集りて、怪び視隙視て、息むことなし。大領と男女、愧恥ぢて慄慄み、五体を地に投げて、願を發すこと量無し。罪の報を贖はむが為に、三木寺に家の内の雜種の財物を進入れ、東大寺に牛七十頭と馬三十疋と治田二十町と稻

四千束とを進入れて、他人に負せたる物は、みな既に免す。国司、郡司見て解を官に送らむとする比頃、五日を経て死ぬ。国挙りて、摂郡見聞く人、喟然き悽然ふ。因果を曉ずして、理にあらず義無し。是を以ちて定めて知る、理にあらずは現に報い、義無くは悪しく報ゆるなり。現報すらなほし然り。いはむやまた後報をや。經に説きたまふが如し「債物を償はざれば、馬牛と作りて償ふ」と。負へる人は奴の如く、物主は君の如し。負へる人は鷦の如く、物主は鷹の如し。ただし物を負すといへども、徵ること分にあらずば、返りて馬牛と作りて、また償ふ人に役はれむ。故に過え徵ることなかれ。

髑髏の目の穴に笄の擲すを脱ちて祈りて靈しき表を示す縁 第二十七

白壁天皇の世、宝亀九年戊午の冬十一月の下旬に備後国葦田郡大山里の品知牧人、正月の物を買はむが為に、同じき国深津郡に深津市に向きて往く。中路に日晚れて、葦田郡に葦田竹原に次る。宿れる処に呻ふ音有りて言はく「痛、目」といふ。牧人聞きて竟夜寝ずして踞る。明日に見

東大寺への寄進の内容の記述が詳細なのは、その解の記述の反映であろう。モ寺への寄進によつて広虫女の生前の罪は贖われるのである。この「死は、より高い地位の存在への転生を暗示する。」
六成実論・六業品の取意か。
二未詳。本説話以外に所伝をみない。
三土佐日記によれば、屠蘇(じゆそ)、白散(しらさん)(以上、米酒)、芋茎(いもく)、荒布(あらぬ)、齒固(くちご)、押鮎(おしづな)以上、食物、鱈(くわ)の頭、松(まつ)の付いた注連(しゆれん)。延喜式・内膳には、「正月三節として、米、糯米(こめ)、醸稻(じゆとう)、乾燥した生穀(こうご)、味製漬(みせつけ)、粟子(あわ)、大豆(だい)、小豆(こまめ)、清酒(せいしゅ)、濁酒(だくしゅ)、酢(す)、油(あぶら)、東鰯(とういわしだ)、隱岐鰯(いんぎいわしだ)、煮堅魚(いがねうお)、螺(はるか)、卷貝(まき貝)、紫菜(しののめ)、海苔(かいとう)、干蘿蔔(かんらりょく)、搗蘿蔔(こねらりょく)、胡麻子(ごま)、大豆(だい)、小豆(こまめ)、小麦(こむぎ)、荏子(ひよし)、蓑子(みのし)、菱子(ひびき)、橘子(みかん)、橘梗(みかんのく)の肉)、煮鮎(いのししゃ)がみえる。
三福山市あたり。原文「向同国深津郡於深津市而往」。原文「次葦田郡於葦田竹原」。云未詳。原文「次葦田郡於葦田竹原」。云ああ。日、秋風のふくたびごとにあなめなめ」(神宮文庫本小町第六)。

れば一の髑髏有り。筈目の穴に生えて串かる。擲せる竹を解き免ち、自づから食ふ所の餉を以て饗して言はく「吾れに福を得しめよ」といふ。市に到り疑ふ。市より還来り、同じき国の竹原に次る。時に彼の髑髏反りて生ける形を現して、語りて言はく「吾れは葦田郡窟穴国郷の六君の弟公なり。賊伯父秋丸に殺さるる是れなり。風吹きて動くごとに我が目はなはだ痛む。仁の弘き慈を蒙り、痛き苦既に除りて、今飽きて慶を得たり。其の恩を忘れず、幸の心に勝へず、仁者の恩を酬いもと欲ふ。我が父母の家は、窟穴国里に有り。今月の晦の夕に、吾が家に臻れ。彼の脣にあらずは恩を報いむに由無し」といふ。牧人聞きて、ますます怪びて、他人に告げず。期れる晦の暮に彼の家に至る。靈牧人の手を探り、控きて屋の内に入り、具くる所の饌を譲りて饗して共に食ひて、残る所をみな裏み、并に財物を授く。良久にありて彼の靈倏忽に現れず。父母諸の靈を拝まむが為に其の屋の裏に入り、牧人を見て驚きて、入り来る縁を問ふ。牧人は先の如く具に述ぶ。因りて秋丸を捉り、殺せる所由を問ひていはく「汝の先の言の如くは、汝吾が子と俱に市に向ふ、時に汝他の物を負ひてまだ其の債を償はず、中路にして遇ひて微り乞はれ、

一植物に眼窓を貫かれた髑髏を手厚く葬る例に、
二九所引廣異記「狄仁傑は樹根に貫かれた死屍の例。不遇なる死屍に酒食を供したり改葬した
神記・侯電『禾』、廣記・三・八所引廣異記張琮竹根、江家次第・十四や和歌童蒙抄・七にみえ
る小野小町説話「すき」などがある。廣記・三
四所引隋書錄・郭厚、同・三・五所引西陽雜俎。
都推詳 同・三・四七所引伝奇・趙台などがある。
一上巻十二縁。

二敦煌本搜神記・侯光侯周では、一死人を見出した鄧勦はその死人を埋蔵して九十余日のあいだ食飯をもて祭った、とされる。廣記・三二〇所引幽明錄・任懷仁では、塚を見発した徐祚は三時の食を分かちて祭つた、とされる。本説話でも下文では施食餌(福)として、食を供したことを中心として把握されている。

三「反」は變の省文に由來するか。
四未詳。本説話以外に所伝をみない。窟穴国郷、穴君の弟公、目の穴、というイメージの結びつきがみられる。

五未詳。本説話以外に所伝をみない。窟穴国郷、穴君の弟公、目の穴、というイメージの結びつきがみられる。

六大晦日。→上巻十二縁。

七その夜ではないならば恩がえしをする方法がない。

八穴君の弟公の靈。弟公の姿(上文にいう「生形」)をしていたのである。死者の魂のために供えられた飲食。→上巻十二縁。

九のみやげとして持ち帰らせる。このようなくどが述べられるのはきわめてめずらしい。

二上巻十二縁では当初から靈は姿をあらわし

弟公を捨てて来る、もし来るやいなや、といふ。我れ汝に答へて言はく「いまだ來らず。覩ず」といふ。今聞く所は、何すれぞ先の語に違ふ」といふ。賊盜

秋丸、撲意慘然み、事を隠すこと得ず、すなはち答へて言はく「去年の十二月の下旬に、元日の物を買はむが為に、我れ弟公を市に率往く。

持つ所の物は、馬と布と綿と塩となり。路中に日晚れて竹原に宿る。竊に弟公を殺し、彼の物を擰り、深津市に到りて馬を讃岐国人の人に売り、自余の物等は、今出し用るなり」といふ。父母聞きていはく「嗟呼、我が愛子は汝に殺さる。他の賊にあらざるなり」といふ。父母兄弟を間つることは、葦蘆の隙の如し。故に内に其の過失を置し、見えずより外に賓出す。すなはち牧人を礼み、また飲食を饗す。牧人還来りて、状を以て転へ語る。夫れ日に曝れる髑髏すらなほし是くの如し。食を施して福を報いられ、恩を与へて恩を報いらる。何にいはむや、現の人にしてあに恩を忘れむや。涅槃經に説きたまふが如し

「恩を受けば恩を報ゆ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

第二十八縁 あやしき表(じよ)の説話。

一和歌山市梅原、栄谷、中あたり。

二所在不明。三原文「初夜」。下文に「毎夜」とあるように、いく夜にもわたる期間のできごとである。その最初の夜の意。六時のひとつ

ていない。本説話では「生形」をもって行動していた。

三弟公の父母は。

三「我与汝子俱向於市、時我負他物、未償其債、遇於中路、而徵乞之、弟公捨而来之、若來不也」と、秋丸は父母に言つたのである。

四犯罪。

五宝龜八年(毛毛)。

六原文「我与弟公率往于市」。「与」は、

一の意。

七深津市から瀬戸内海を隔てて対岸にあたる。讃岐國と深津市の交通に関しては、不明な点が多い。六原本文「間父母之弟」。意をとりがたいので、「間父母兄弟」と訂した。父母兄弟の関係は葦の隙のようだ。「如葦蘆之隙」は、密接である、親密であるの意か、疎遠である、の意か、不明。攷証は符門記・夫婦者親等瓦、親戚者疎而喻・葦の例と実語教の例とをあげる。釋名記の例の解には諸説がある。云々擯の意を用いられている。

二原文尚故。

三「我經中說、我眷屬者、受恩能報」(大般涅槃經・師子吼菩薩品・小泉道の指摘がある)。